

条例検討の背景

I 「手話」及び「意思疎通支援」に関する法律上の位置づけ

平成18年 国連において「障害者の権利に関する条約」採択（平成26年1月批准）
⇒ 手話が言語に含まれること及び意思疎通の手段の選択の確保について明記

平成23年8月 「障害者基本法」一部改正
⇒ 手話が言語に含まれること及び意思疎通の手段の選択の確保について明記

令和4年5月 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）施行

○ 障害者の権利に関する条約 ※抜粋

第二条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

（以下略）

○ 障害者基本法（昭和45年法律第84号） ※抜粋。下線引用者

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

2 自治体における条例の制定

「一般社団法人全日本ろうあ連盟」ホームページより引用

- ・手話言語条例マップ（2023年11月10日現在）

(<https://www.jfd.or.jp/sgh/joreimap>)

- ・情報・コミュニケーション支援条例マップ（2022年11月6日現在）

(<https://www.jfd.or.jp/sgh/jocomap>)

○ 全国自治体における条例制定状況

	手話言語条例	意思疎通支援条例 (情報・コミュニケーション支援条例)
都道府県	36	11
区	19	13
市	348	81
町	98	7
村	5	0
合計	506	112

○ 都内自治体における条例制定状況

	手話言語条例	意思疎通支援条例 (情報・コミュニケーション支援条例)
東京都	制定済(1)	未制定(0)
区	18	13
市	2	1
町村	0	0
合計	21	14

注)「手話言語条例」及び「意思疎通支援条例」について、それぞれ単独で制定している自治体と、一つの条例に両方の要素を含めて制定している自治体がある。

3 「手話言語条例」及び「意思疎通支援条例」の概要

○ 「手話言語条例」とは…

「手話は言語である」との認識を位置づけ、手話への理解の促進と普及を目指すもの。

○ 「意思疎通支援条例」とは…

手話，要約筆記，筆談，代筆・代読，点字，音声，触手話，指文字，絵図，平易な表現など多様な意思疎通（コミュニケーション）手段について，理解の促進と普及を図ることで，全ての障害者が円滑に意思疎通をとれるような環境の整備を目指すもの。

○ 「手話言語条例」と「意思疎通支援条例」の関係

